

運送業者貨物賠償責任普通共済約款（団体用）

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
「一時保管」	貨物が輸送待ち、仕分け、梱包、配送、積替え、荷卸し等のため仮置きされることをいい、輸送用具に積載されていると否とを問いません。営業倉庫における保管等、保管そのものを目的とした保管は含みません。なお、輸送用具に積載されたまま一時保管される状態を「車上仮置」といいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
「共済期間」	申込日を責任開始日とし、責任開始日から1年間を共済期間とします。ただし、共済掛金が支払われなかった場合には共済期間は開始しません。
告知事項	共済契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当会が告知を求めたものをいい、他の共済契約等に関する事項を含みます。
下請運送人	元請運送人から直接または間接にその貨物の運送を受託したすべての運送人を含み、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
当会	ハコブパークレー共済をいいます。
荷主	貨物の所有者をいいます。
元請運送人	被共済者にその貨物の運送を委託した運送人をいいます。

第2章 補償条項

第2条（共済金を支払う場合—オール・リスク担保）

- (1) 当会は、被共済者が運送を受託したこの契約の対象貨物につき、「共済期間」内において第11条（共済責任の始期と終期）の期間中に日本国内で生じたすべての偶然な事故および共同海損行為によって生じた貨物の損害について、被共済者が次の①②の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、共済金を支払います。
 - ① 被共済者の荷主に対する運送契約上の賠償責任
 - ② 被共済者が下請運送人である場合には、元請運送人に対する契約上の賠償責任および、荷主に対する法律上の賠償責任
- (2) (1)の「貨物の損害」とは、被共済者が共済事故により貨物に破損、滅失、紛失等の損害を与えた場合に生じる実損をいいます。
- (3) (1)に規定された契約の内容は、被共済者と荷主または被共済者と元請運送人との間の契約書に定められたものとし、その契約書がない場合は法令に基づき定められる標準運送約款によるものとします。ただし、標準運送約款と異なる内容が被共済者と荷主または元請運送人との間で約定され、かつ、その内容を記した契約書がない場合は、当会が「共済期間」の始期前に契約者が提出する書面で内容の確認を行い、当会がその内容について了承した場合に

は、その確認した内容によります。

第3条（共済金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては共済金を支払いません。
- ① 共済契約者、被共済者、下請運送人またはこれらの者の法定代理人もしくは使用人（注1）の故意。
 - ② 輸送用具または積載方法が貨物を安全に輸送するのに適さないこと。
 - ③ 警察で届出が受理されていない盗難または各荷造りごとの紛失による損害
 - ④ 貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由
 - ⑤ 荷造りの不完全
 - ⑥ 運送の遅延
 - ⑦ 戦争、内乱その他の変乱
 - ⑧ 水上または水中にある魚雷または機雷の爆発
 - ⑨ 公権力によると否とを問わず、捕獲、だ捕、抑留または押収
 - ⑩ 検疫または⑨以外の公権力による処分
 - ⑪ ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
 - ⑫ 10人以上の群衆・集団の全部または一部によりなされた暴力的かつ騒動的な行動およびこの行動に際してその群衆・集団の一部によりなされた暴行（注2）ならびにこれらに関連して生じた事件
 - ⑬ 原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学用、科学用または産業用ラジオ・アイソトープ（注3）の原子核反応または原子核の崩壊は除きます。
- (2) 当会は、陸上（注4）にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存在する間に生じた損害は、前段に掲げる事故によって生じたものと推定します。
- (3) 当会は、次の者により輸送用具が運転されている間に生じた損害については共済金を支払いません。
- ① 無免許運転者
 - ② 飲酒運転者
 - ③ 薬物（注5）使用中の運転者
- (4) 当会は、積載方法に関する法令違反に直接起因する損害については共済金を支払いません。
- (5) 当会は、法令に基づき運送事業を行うことについて許可を受けた輸送用具以外の輸送用具によって貨物が輸送された場合には、その輸送用具による輸送中・「一時保管」中に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
- (6) 当会は、創作物類（注6）の損害について、被共済者が賠償責任を負担することによって被る客観的・経済的価値の損害を除き個人的な付加価値を有する部分についての損害に対しては、共済金を支払いません。
- (7) 当会は、違約金・慰謝料・臨時費用・逸失利益等の間接損害に対しては、共済金を支払いません。

- (注1) 共済契約者、被共済者、下請運送人またはこれらの者の法定代理人と雇用契約関係にある者をいいます。
- (注2) 放火および盗取を含みます。
- (注3) ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物は含みません。
- (注4) 湖川を含みます。
- (注5) 麻薬、阿片、ヘロイン、大麻、覚醒剤等の吸入、服用等をいいます。
- (注6) 記念品、書類、原稿類、写真、設計図、コンピュータソフト等、価格の決定が困難なものをいいます。

第4条（共済金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた、または関連した損害、費用もしくは責任に対しては、共済金を支払いません。
- ① コンピュータ等（注1）に生じた日付等（注2）のデータまたは情報の処理、変換または置換に関連する誤作動または機能喪失。いずれの場合もコンピュータ等（注1）の誤作動または機能喪失の発生時期について、それぞれ日付等（注2）の変更時の前後を問いません。
 - ② ①の日付等（注2）の変更に備え、もしくは対処するためコンピュータ等（注1）に施した修理（注3）または当該修正に関連して与えたアドバイスもしくは行ったサービス
 - ③ ①の日付等（注2）の変更に関する被共済者による作為、不作為または決定に起因して発生した財物または機器の不使用または利用不能
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の事故によって生じた損害、費用または責任に対しては適用しません。
- ① 火災
 - ② 爆発
 - ③ 輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州

- (注1) 被共済者が所有、賃借または管理するコンピュータ・ハードウェア、ソフトウェア、集積回路、チップ、情報機器または情報システム等をいいます。
- (注2) 年、月、日または時刻をいいます。
- (注3) 試行を含みます。

第5条（共済金を支払わない場合—その3）

当会は、テロリスト等（注1）によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- (注1) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯し、当該主義・主張により暴力的行動を行う者をいいます。

第6条（共済金を支払わない場合—その4）

この共済約款およびこれに付帯された特約のいかなる規定にかかわらず、当会は、直接であると間接であるとを問わず、化学兵器、生物兵器、生物化学兵器または電磁兵器によって生じた損害に対しては共済金を支払いません。

第7条（条件制限貨物）

- (1) 当会は、次に掲げる貨物については、第2条（共済金を支払う場合—オール・リスク担保）の規定にかかわらず、各々以下の(2)に定める条件に従って共済金を支払います。
- ① 家畜および生動物（注1）
 - ② 青果物、生鮮食料品および冷凍・冷蔵・保冷・保温等温度管理される貨物（注2）
 - ③ 植物（注3）
 - ④ ばら積み貨物（注4）
 - ⑤ 輸送用具から受荷主への引き渡しที่タンクへの注入によって行われる貨物
 - ⑥ 野積み中（注5）または被覆の完全でない輸送用具に積まれている間の貨物
 - ⑦ 自動車（注6）、コンテナ自体、土木建設機械類、船舶・航空機等
 - ⑧ 通い箱、パレット、輸送用ラック等の輸送用什器
 - ⑨ 貨紙幣類・有価証券（注7）、貴金属製品、宝飾・宝石類、希少金属、希土類、美術品、骨董品
- (2) (1)の貨物については、次の規定が適用されます。
- ① (1)①の貨物については、この契約の基本条件にかかわらず、輸送用具の火災・爆発・衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた1頭毎の死亡による損害に対してのみ共済金を支払います。
 - ② (1)②の貨物については、この契約の基本条件にかかわらず、次のいずれかに該当する損害に対してのみ共済金を支払います。
 - ア. 火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害
 - イ. 盗難・各荷造りごとの紛失による損害
 - ウ. 輸送用具への積込作業を開始してからその輸送用具からの荷卸作業が完了するまでの間に生じた破損・曲損・へこみ損により生じた損害
 - エ. 次に掲げた事由による温度変化により生じた損害
 - (a) 冷凍・冷蔵・保冷・保温貨物等の温度管理のために使用されている機械・装置の破損・故障（注8）
 - (b) 貨物を冷凍・冷蔵・保冷・保温等温度管理する収容設備またはコンテナ（注9）の破損・故障
 - ③ (1)③の貨物については、この契約の基本条件にかかわらず、火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害または盗難もしくは各荷造りごとの紛失による損害に対してのみ共済金を支払います。
 - ④ (1)④の貨物については、この契約の基本条件にかかわらず、火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害または輸送用具ごとの盗難によって生じた損害に対してのみ共済金を支払います。
 - ⑤ (1)⑤の貨物については、この契約の基本条件にかかわらず、火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害または輸送用具ごとの盗難によって生じた損害および輸送用具から受荷主への引き渡し時に生じた漏出損害もしくは輸送用具から受荷主への引き渡しが不適当なタンクへの注入によって生じた混油・汚染損害に対してのみ共済金を支払います。ただし、そのタンク内に既に存在していた貨物または受荷主の施設に関し、被共済者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。

- ⑥ (1)⑥の貨物については、ア．およびイ．に掲げる場合を除き、この契約の基本条件にかかわらず、火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害に対してのみ共済金を支払います。
- ア．貨物が密閉式の金属製または強化プラスチック製コンテナに収容されている場合
- イ．共済契約者、被共済者またはこれらの者の使用人が、貨物が野積みされている事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合
- ⑦ (1)⑦の貨物については、この契約の基本条件にかかわらず、火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害または輸送用具ごとの盗難によって生じた損害に対してのみ共済金を支払います。ただし、第 11 条（共済責任の始期と終期）の規定にかかわらず、輸送中または「車上仮置」中に生じた損害に限ります。
- ⑧ (1)⑧の貨物については、この契約の基本条件にかかわらず、火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害に対してのみ共済金を支払います。
- ⑨ (1)⑨の貨物については、この契約の基本条件に従って共済金を支払います。ただし、支払われる共済金は、1 梱包あたり 10 万円を限度とします。
- (3) 引越荷物については、次の規定が適用されます。
- ① 引越荷物については、⑤の事由により生じた賠償責任を負担することによって被る損害を除き、1 梱包あたり 50 万円を限度にこの契約の基本条件に従って共済金を支払います。ただし、③の個人の家財を共済の対象から除外する旨明記された場合には、これらの貨物の損害に対しては共済金を支払いません。
- ② 引越荷物の中に(1)に定める貨物が含まれていた場合は、(2)に定める規定が適用されません。
- ③ 引越荷物とは、転居・移転に伴い、輸送される個人の家財、法人が所有・管理する什器・備品等の財物をいいます。
- ④ 梱包されない貨物の場合、1 梱包を 1 点または 1 組と読替えます。たんすは 1 棹を 1 点とし、食卓セットは、テーブルと椅子で 1 組とします。
- ⑤ この契約の基本条件にかかわらず、第 3 条（共済金を支払わない場合）または次のいずれかの事由により生じた賠償責任を負担することによって被る損害に対しては共済金を支払いません。
- ア．引越荷物の一部または全部がペアーまたはセット物である場合について、滅失または損傷を被った部分がペアーまたはセットとして特別な価値を有していた場合の受損部分の価値を超える損害
- イ．楽器類の音質・音色の変化、弦のゆるみ、自然に起こる音律不調による損害
- ウ．家電製品・パソコン等の機械類について、外観上、損傷が認められない場合の電氣的・機械的故障による損害

(注 1) 活魚を含みます。

(注 2) ばら積み貨物を除きます。

(注 3) 生花、球根、苗等をいいます。

(注 4) 液状、粉状、泥状、気状、結晶状、塊状等の形状で、個数によらず重量または容積により取引が行われる貨物であり、梱包せず輸送用具にそのまま積載して輸送される貨物。

ただし、輸送用具から受荷主への引き渡しはタンクへの注入によって行われる貨物を除きます。

(注5) 屋根のない場所または軒下に置かれた状態をいいます。

(注6) 原動機を有する車両すべて、農耕用作業車を含みます。

(注7) 金・銀・白金の地金を含みます。貨紙幣類・有価証券の定義は別記のとおりとします。

(注8) 継続した時間を問いません。

(注9) (2)②エ. (a)の機械・装置を除きます。

第8条（共済金を支払う費用の損害）

当会は、第2条（共済金を支払う場合—オール・リスク担保）に定める損害のほかに、次の費用の損害に対してのみ共済金を支払います。

① 検査費用

この共済契約で補償される危険の発生の結果、この契約の貨物の損傷の有無を確認するために必要となった検査に関連し、被共済者が負担を余儀なくされた費用（注1）のうち、合理的に支出されたと当会が承認した費用

② 損害防止費用

第27条（損害防止義務）の義務を履行するために共済契約者または被共済者が支出した費用

③ 争訟費用

訴訟、仲裁、調停または和解のために、被共済者があらかじめ当会の書面による同意を得て支出した費用

④ 協力費用

第33条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の協力のために被共済者が支出した費用

(注1) 検査費用、仕分費用、再梱包費用およびこれらに付随する運賃、諸掛りをいいます。

第9条（共済価額と共済金額）

(1) 貨物の共済価額は、次のとおりとし、共済金額は共済価額と同額とします。

① 仕切状がある貨物については、その仕切状面価額。ただし、運送賃、共済掛金その他の諸掛りが含まれていない場合には、これらを加算した額。

② 仕切状がない貨物については、荷受人へ引き渡されるべき日の貨物の仕向地における正品価額（注1）。ただし、共済価額算出の計算基準が示されている貨物については、その計算基準により算出した額。

(2) 当会が支払う共済金の額は、前条の費用を含め、①から④までの額を限度とします。

① 仕切状がある貨物については、(1)①の仕切状面価額

② 仕切状がない貨物については、

ア. 貨物の全部滅失の場合は、その貨物が荷受人へ引き渡されるべき日の貨物の仕向地における正品価額（注1）

イ. 貨物の一部滅失または損傷の場合は、その貨物が荷受人へ引き渡された日の貨物の仕向地における正品価額（注1）と損品価額との差額

③ 貨物の滅失または損傷のため荷主が支払うことを要しない運送賃その他の費用は、①お

よび②の額よりこれを差し引きます。

- ④ ①から③までにかかわらず、第7条（条件制限貨物）(1)⑨および(3)に規定された貨物については、それぞれが規定する1梱包あたりの支払限度額

(注1) 中古貨物についてはその時価とします。

第10条（支払限度額および免責金額）

- (1) 当会が支払う共済金の額は、第9条（共済価額と共済金額）に従った上、さらに1回の共済事故によって生じた損害につき、それぞれ次の額を限度とします。1回の共済事故によって生じた損害についての当会の免責金額は、5万円とします。
- ① 輸送中 1事故につき500万円
- ② 保管中 1事故につき500万円
- (2) (1)の規定は、輸送中について共済事故が発生した輸送用具1台ごと、「一時保管」中については共済事故が発生したそれぞれ「一時保管」場所ごとに適用します。ただし、「車上仮置」中は、輸送中とみなし、輸送用具1台ごとに適用します。
- (3) 共済事故によって損害を被った貨物がさらに他の共済事故によって損害を被った場合において、それぞれの損害に対する共済金の額の決定が困難であるときは、これらの損害は、すべてこれらの共済事故のうち最後のものによって生じたものとみなします。
- (4) 1事故支払限度額は自動復元するものとします。
- (5) (1)から(4)の規定にかかわらず、「年間総支払限度額^(注1)」は、2,500万円を限度とします。

(注1) 「共済期間」内に支払う共済金の通算合計額をいいます。

第3章 基本条項

第11条（共済責任の始期と終期）

- (1) 当会の個々の輸送の共済責任の始期と終期は、貨物が荷送人から被共済者に引き渡された時に始まり、通常の輸送過程を経て、貨物が被共済者から荷受人に引き渡された時に終わります。
- (2) (1)の通常の輸送過程には、「一時保管」中を含むものとします。
- (3) 当会はいかなる場合にも解体・据付期間中に生じた損害に対しては共済金を支払いません。
- (4) 貨物が引越荷物である場合には、(1)または(3)の規定にかかわらず、被共済者が受託した運送に付随する貨物の取り外し、梱包、開梱、据付等の作業中もこの共済契約は有効に存続しているものとします。ただし、個人の家財を共済契約の対象から除外している場合の個人の家財に対してはこの規定は適用しません。
- (5) (1)から(4)までの規定は貨物1個ごとにこれを適用します。

第12条（告知義務）

- (1) 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、危険に関する重要な事項のうち、告知事項について、当会に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、共

済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会が共済契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 **(注1)**
 - ③ 共済契約者または被共済者が、共済事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会に申し出て、当会がこれを承認した場合。なお、当会が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、共済契約締結の際に当会に告げられていたとしても、当会が共済契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または共済契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が共済事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第21条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した共済事故による損害については適用しません。

(注1) 当会のために共済契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第13条（通知義務）

- (1) 共済契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、共済契約者または被共済者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後、および、切迫した危険を避けるため、または人命救助もしくは輸送用具上にある者の緊急の医療のために必要となった場合には、当会に申し出る必要はありません。
- ① 発送地、積込港、荷卸港もしくは仕向地を変更し、もしくは変更しようとしてその実行に着手すること、または輸送用具が順路外へ出ること。
 - ② 貨物が加入証書記載の輸送用具以外のものに積込まれ、または積替えられること。
 - ③ 輸送の開始または遂行が著しく遅延すること。
 - ④ ①から③までの事実のほか、共済契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実 **(注1)** が発生すること。
- (2) (1)の事実がある場合 **(注2)** には、当会は、その事実について承認を請求する書面を受領したと否とを問わず、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1)に規定する手続を怠った場合には、当会は、(1)の事実が発生した時から当会が承認を請求する書面を受領するまでの間に生じた共済事故による損害に対しては、共済金を支払い

ません。ただし、(1)に規定する事実が発生した場合において、変更後の共済掛金に変更前の共済掛金より高くならなかったときは除きます。

(5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については適用しません。

(注1) 共済契約申込書その他の書類の記載事項のうち、共済契約締結の際に当会が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(注2) (4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。

第14条（共済契約者の住所変更）

共済契約者が住所または通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を当会に通知しなければなりません。

第15条（共済契約の無効）

共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結した共済契約は無効とします。

第16条（共済契約の失効）

(1) 共済契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に共済契約は効力を失います。

① 貨物の全部が滅失した場合。ただし、第43条（共済金支払後の共済契約）(1)の規定により共済契約が終了した場合を除きます。

② 貨物が譲渡された場合

(2) おのおの別に共済金額を定めた貨物が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第17条（共済契約の取消し）

共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって当会が共済契約を締結した場合には、当会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

第18条（共済金額の調整）

(1) 共済契約締結の際、共済金額が貨物の価額を超えていた場合であっても、共済契約者は、その超過部分について、この共済契約を取り消すことはできません。

(2) 共済契約締結の後、貨物の価額が著しく減少した場合であっても、共済契約者は、共済金額の減額を請求することはできません。

第19条（共済契約者による共済契約の解除）

共済契約者は、当会に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。ただし、共済金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第20条（重大事由による解除）

(1) 当会は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通

知をもって、この共済契約を解除することができます。

- ① 共済契約者または被共済者が、当会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被共済者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 共済契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、共済契約者または被共済者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会は、被共済者が(1)3ア. からオ. までのいずれかに該当する場合は共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約（注2）を解除することができます。
- (3) (1)の規定による解除が共済事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した共済事故による損害に対しては、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。

（注1）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注2）被共済者が複数である場合は、その被共済者に係る部分とします。

第21条（共済契約解除の効力）

共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条（共済掛金の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第12条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を返還または請求します。
- (2) 第13条（通知義務）(1)の事実が生じた場合において、共済掛金を変更する必要がある場合であっても、当会は変更前の共済掛金の全額を取得することができるものとします。また、追加共済掛金が必要となる場合は、当会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を請求します。
- (3) 当会は、共済契約者が(1)または(2)の規定による追加共済掛金の支払を怠った場合（注1）は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、(3)の規定によりこの共

の発生及び拡大の防止に努めなければなりません。共済契約者または被共済者が損害の防止の義務を履行しなかった場合は、当会は、損害の額から損害の発生および拡大を防止することが出来たと認められる額を差し引いた残額を基礎として、共済金の額を決定します。

- (2) 共済契約者または被共済者は、第三者（注1）に対して、損害について賠償、補償その他の給付を請求することができる場合には、その請求権の保全または行使に努めなければなりません。共済契約者または被共済者が第三者（注1）に対する請求権の保全または行使に必要な手続の義務を履行しなかった場合は、当会は、その請求権の行使によって、損害の額から第三者（注1）から給付を受けることができたと認められる額を差し引いた残額を基礎として、共済金の額を決定します。

（注1） 他人のためにする共済契約の場合の共済契約者を含みます。

第28条（残存物）

当会が共済事故による損害に対して共済金を支払った場合でも、貨物の残存物について被共済者が有する所有権その他の物権は、当会がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会に移転しません。

第29条（全損となった貨物上の権利と義務）

- (1) 前条で当会が所有権その他の物権を取得する場合において、貨物に対して留置権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、その他の権利が存在する場合、または損害をうけた貨物を取り除く義務その他その貨物に関する義務が存在する場合には、被共済者は、遅滞なくその明細を当会に通知しなければなりません。
- (2) 被共済者は、(1)に定める権利を消滅させなければなりません。これに要する金額および費用または(1)に定める義務を履行するために要する金額および費用は、被共済者の負担とします。
- (3) 当会が(2)の金額および費用を支払ったとき、または将来支払う必要があると認めたときは、当会は、支払うべき共済金の額からこれらを控除することができます。

第30条（求償権代位）

- (1) 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は当会に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。なお、当会は、被共済者の使用人の過失によって生じた損害について、その使用人に対する損害賠償請求権を取得した場合には、その権利を放棄します。
- ① 当会が損害の額の全額を共済金として支払った場合
被共済者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、当会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 共済契約者および被共済者は、当会が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この

場合において、当会に協力するために必要な費用は、当会の負担とします。

(4) (1)なお書きの損害については、前条(2)の規定を適用しません。

第31条（連絡運輸の取扱い）

連絡運輸にかかわる取扱いは次のとおりとします。

- ① 貨物についての事故責任が被共済者のみにある時は、この約款（②を除きます。）に従い、共済金を支払います。
- ② 貨物についての事故責任の所在が不明の時、または事故原因別による損害額の算定が困難な時は、関係運送業者の各運賃取得額により按分して得た被共済者の割合分担額を、第9条（共済価額と共済金額）および第10条（支払限度額および免責金額）に規定された額を限度として被共済者が実際に負担した損害額から免責金額を控除した額を支払います。

第32条（被共済者の義務）

(1) 被共済者は次の事項を履行しなければなりません。

- ① あらかじめ当会の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。
 - ② 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を当会に通知すること。
- (2) 被共済者が正当な理由がなく(1)に規定する義務に違反した場合は、当会は、第2条（共済金を支払う場合—オール・リスク担保）および第8条（共済金を支払う費用の損害）の損害の額から次の金額を差し引いて共済金を支払います。
- ① (1)①に規定する義務に違反したときは、被共済者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額
 - ② (1)②に規定する義務に違反したときは、それによって当会が被った損害の額

第33条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 当会は、必要と認めた場合は、被共済者に代って自己の費用で荷主による損害賠償請求の解決にあたることができます。この場合、被共済者は、当会の求めに応じ、その遂行について当会に協力しなければなりません。
- (2) 被共済者が、正当な理由がなく(1)の協力の要求に応じない場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第34条（先取特権）

(1) 事故にかかわる損害賠償請求権者は、被共済者の当会に対する共済金請求権^(注)について先取特権を有します。

(注) 第8条（共済金を支払う費用の損害）の費用に対する共済金請求権を除きます。

(2) 当会は、次のいずれかに該当する場合に、共済金の支払を行うものとします。

- ① 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会から被共済者に支払う場合^(注1)
- ② 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被共済者の指図により、当会から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が

- (1)の先取特権を行使したことにより、当会から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会が被共済者に共済金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会から被共済者に支払う場合 **(注2)**

(注1) 被共済者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 共済金請求権 **(注)** は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権 **(注)** を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被共済者が当会に対して共済金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第8条（共済金を支払う費用の損害）の費用に対する共済金請求権を除きます。

第35条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

- (1) 他の共済契約等がある場合であっても、当会は、この共済契約により支払うべき共済金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会は、それらの額の合計額を損害額から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。
- (3) (2)の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第36条（共済金の請求）

- (1) 被共済者の共済金請求権は、第2条（共済金を支払う場合—オール・リスク担保）(1)の損害に対するものは共済事故による損害が発生した時に、第8条（共済金を支払う費用の損害）の損害に対するものは被共済者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。
- (2) 被共済者の共済金請求権は、次に定める時から、これを行使できるものとします。
- ① 第2条（共済金を支払う場合—オール・リスク担保）(1)の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被共済者と被害者の間の書面等による合意のいずれかによって被共済者の損害賠償責任の有無および第2条（共済金を支払う場合—オール・リスク担保）(1)の損害の額が確定した時
- ② 第8条（共済金を支払う費用の損害）の損害に対するものは、第2条（共済金を支払う場合—オール・リスク担保）(1)の損害が確定した時
- (3) 被共済者が共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会が求めるものを当会に提出しなければなりません。
- ① 共済金の請求書
- ② 被共済者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被共済者と被害者の間の示談書
- ③ 被共済者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- ④ 被共済者が共済金の請求をすることについて被害者の承認があったことおよびその金額を証明する書類
- ⑤ 第8条（共済金を支払う費用の損害）の費用の支出を証する領収書または精算書

- ⑥ その他当会が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に当会が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当会は、事故の内容または損害の額等に応じ、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会が行う調査への協力を共済契約者または被共済者に対して求めることがあります。この場合は、当会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
- (5) 共済契約者または被共済者が正当な理由なく(4)に規定する義務に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第 37 条（共済金の支払時期）

- (1) 当会は、被共済者が請求完了日（注1）からその日を含めて 30 日以内に、当会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。
- ① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
 - ② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
 - ④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の共済契約の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注3）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180 日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日
 - ③ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
 - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
 - ⑤ 損害を受けた貨物、損害発生事由もしくは損害発生形態が特殊である場合、または多数の貨物が同一事故により損害を受けた場合、または共同海損が宣言されたことにより、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180 日
- (3) (2)①から⑤に掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤に掲げる期間中に

共済金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会は、(2)①から⑤に掲げる期間内に被共済者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(注4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(注1) 第36条(共済金の請求)(2)の手続を完了した日をいいます。

(注2) 共済価額を含みます。

(注3) 複数に該当するときは、そのうち最長の日数とします。

(注4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第38条(時効)

共済金請求権は、第36条(共済金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第39条(輸送用具、貨物等の調査)

- (1) 当会は、いつでも輸送用具、貨物またはこれを収容する建物もしくは構内を調査することができます。
- (2) 共済契約者、被共済者または輸送用具、貨物等を占有する者が、相当な理由がなく(1)の調査を拒んだときは、当会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

第40条(書類の閲覧)

- (1) 当会が、この共済契約にかかわる貨物および輸送用具に関する被共済者の帳簿その他の関係書類を閲覧することを要求した時は、被共済者はこれに応じなければなりません。
- (2) 被共済者が(1)の規定に違反した時は、当会は、この共済契約を解除することができます。

第41条(共済掛金の支払い)

- (1) 共済契約者は「共済期間」の始期までに当会の請求する共済掛金を支払わなければなりません。
- (2) 当会は「共済期間」の開始後であっても、共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては共済金を支払いません。
- (3) (1)および(2)の規定は、別途取決めた場合を除きます。

第42条(共済契約の契約内容の変更)

当会は、共済契約締結後に、共済契約者から共済契約申込書の記載事項またはその他の契約内容の変更の請求がある場合は、この請求を承認することがあります。なお、当会は、承認にあたって、当会が必要に応じて請求する追加共済掛金の払込みを条件とすることがあります。

第43条(共済金支払後の共済契約)

- (1) 当会が支払う共済金の額が第10条(支払限度額および免責金額)(5)の「年間総支払限度

額」に達した場合、この共済契約は終了します。

- (2) (1)の規定により、この共済契約が終了した場合には、当会は既に払い込まれた共済掛金を返還しません。また、年間共済掛金を分割して払い込むことを当会が認めた場合において、未払いの分割共済掛金があるときには、共済契約者はその残額を一括して払い込まなければなりません。

第44条（訴訟の提起）

この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第45条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別記貨紙幣類・有価証券の定義

（貨紙幣類の定義）

1. 貨紙幣類とは、次のものをいいます。

- (1) 貨紙幣（注1）
- (2) 小切手（注2）、トラベラーズチェック
- (3) 郵便切手、収入印紙、収入証紙、国民年金印紙、特許印紙、自動車重量税印紙、自動車検査登録印紙、自動車審査証紙、登記印紙、健康保険印紙
- (4) 金・銀・白金の地金（注3）、ダイヤモンド原石
- (5) ① 金券、商品券、ギフト券、商品引換券、図書券、購買券、景品券、食券
② クーポン券、乗車券（注4）、高速道路回数券、入場券（注5）
③ プリペイドカード（注6）
④ 記名・捺印済み預金の払戻請求書、預金通帳・預金証書（注7）・金通帳・金証書・金信託証書その他の金預り証書または証券（注8）
⑤ 郵便為替、利札、宝くじ（注9）、ゴルフ会員券
- (6) (1)から(5)までに掲げられたもの以外で貨紙幣類として当会と約定したもの。

（注1）外国通貨を含みます。

（注2）線引であると否とを問いません。小切手としての要件を充足していないものは除きます。

（注3）クルーガーランド金貨およびこれに類似の財産用法定金貨を含みます。

（注4）定期券、航空券を含みます。

（注5）前売券を含みます。

（注6）テレホンカード、オレンジカードその他の乗車用、ハイウェイカード、図書カード、百貨店・スーパーマーケット用、ガソリンスタンド用をいいます。

（注7）譲渡性定期預金証書を含みます。

（注8）ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合に限りです。

（注9）抽選日前に限りです。

（有価証券の定義）

2. 有価証券とは、次のものをいいます。

- (1) 国債証券
- (2) 株券（新株券を除き予備株券を含みます。）
- (3) 公・社債券、抵当証券、船荷証券、倉庫証券、荷渡指図書、投資信託または貸付信託の受益証券、出資証券、新株引受権証券
- (4) 手形、C.P.（コマーシャル・ペーパー）（ただし、手形、C.P.としての要件を充足しないものは除きます。）
- (5) 株式申込証拠金領収書、株式払込金領収書、株式配当金領収書、郵便振替支払通知書、公債登録済書、国債・株券・公債・社債・投資信託または貸付信託の受益証券・C.P.（コマーシャル・ペーパー）・譲渡性定期預金証券の預り証
- (6) 預金通帳・預金証券（譲渡性定期預金証券を含みます。）・金通帳・金証券・金信託証券その他の金預り証券または証券（ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合は除きます。）
- (7) (1)から(6)までに掲げられたもの以外で有価証券として当会と約定したものの。

(新株券の定義)

3. 新株券とは、いずれも株券として流通可能な外観を具備した後、発行会社またはその代行業社から株主に引き渡されるまでの間の次の株券をいいます。

- (1) 株式会社の設立に伴い発行される株券
- (2) 株式会社の増資に伴い発行される株券
- (3) 株式会社の合併に伴い発行される株券
- (4) 株式会社の減資に伴い発行される株券
- (5) 株式会社の商号変更に伴い発行される株券
- (6) 株式額面の引上げ、引下げに伴い発行される株券
- (7) 株式の分割に伴い発行される株券

第三者賠償責任担保特約

(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通約款	運送業者貨物賠償責任普通共済約款（団体用）をいいます。

第1条（共済金を支払う場合）

- (1) 当会は、普通約款第11条（共済責任の始期と終期）に定める期間中に生じた偶然の事故により、他人の生命もしくは身体を害しまたは財物（注1）を滅失、損傷もしくは汚損したことにより被共済者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対し、共済金を支払います。
- (2) (1)にかかわらず、この契約に付帯された特約（注2）において、普通約款第11条（共済責任の始期と終期）に定める期間以外の期間を特別に補償している場合については、その補償期間内に生じた事故を(1)に規定する偶然の事故として共済金を支払います。

（注1） 運送・保管を受託したこの加入証書の貨物欄記載の貨物を除きます。

（注2） この特約は除きます。

第2条（損害の範囲および共済責任の限度）

- (1) 当会が共済金を支払う損害は、被共済者の被害者に対する賠償債務の弁済としての支出（注1）および第6条（費用の負担）に規定する費用に限るものとします。
- (2) 当会が共済金を支払う金額は、下記の支払限度額をもって限度とします。

対人賠償、対物賠償合算	1 事故	1,000 万円
	共済期間中	3,000 万円

- (3) 当会は、1回の共済事故につき、損害の額が5万円を超過する場合に限り、その超過分についてのみ共済金を支払います。この免責金額は、普通約款により支払われる損害およびこの特約により支払われる損害に対して別々に適用します。

（注1） 弁済によって代位取得するものがあるときは、その価額を差し引いたものとします。

第3条（共済金を支払わない場合）

当会は、普通約款第3条（共済金を支払わない場合—その1）(1)から(6)までに規定する事由に加え、直接であると間接であるとを問わず、被共済者が下記の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては共済金を支払いません。

- ① 被共済者の使用人ならびに下請人が業務中に被った身体の障害（注1）によって生じた賠償責任
- ② 被共済者と住居および生計を共にする親族に対する賠償責任
- ③ 被共済者の使用人が所有し、または私用に供する財物が滅失、き損もしくは汚損し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- ④ 被共済者が他人との間に損害賠償について特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

- ⑤ 財物の事故による違約金、慰謝料、機械等の休業補償等の間接損害に係わる賠償責任
- ⑥ 船舶、航空機、自動車（注2）または自転車の所有、使用もしくは管理（注3）によって生じた賠償責任
- ⑦ 業務を完了した後（注4）または放棄した後に、その業務の結果によって生じた賠償責任
- ⑧ 被共済者の管理を離れた財物によって生じた賠償責任
- ⑨ 施設の給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、湿度調整装置、消火栓、スプリンクラー、その他業務用もしくは家具用器具からの漏出または溢出する蒸気、水、その他内容物による財物の損壊による賠償責任
- ⑩ 施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊によって生じた賠償責任
- ⑪ 液体注出入作業の誤作業による損害に係わる賠償責任
- ⑫ 液体、気体、粉粒の排出、流出または漏出による土壌、大気、水路、河川、湖沼、海洋の汚染によって生じた賠償責任
- ⑬ 排水または排気（注5）、じんあい、アスベスト、騒音、振動、音波、電波、電磁波によって生じた賠償責任
- ⑭ 被共済者が第三者から借用中の財物の損害に係わる賠償責任
- ⑮ 無免許・無資格運転者または飲酒運転者によって運転されている間に生じた損害に係わる賠償責任

（注1）障害に起因する死亡を含みます。

（注2）原動機付自転車を含みます。

（注3）フォークリフト等による貨物の積込みもしくは荷卸し作業を除きます。

（注4）業務の目的物の引き渡しを要する場合は引き渡した後をいいます。

（注5）煙を含みます。

第4条（共済事故の発生）

- (1) 共済事故またはその原因となるべき偶然な事故が発生したことを共済契約者または被共済者が知った場合は、共済契約者または被共済者は、①から⑤までのすべての事項を履行しなければなりません。
 - ① 事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所・氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合はその内容を、遅滞なく当会に書面により通知すること。
 - ② 他の共済契約等の有無および内容（注1）を遅滞なく当会に書面により通知すること。
 - ③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすることおよび既に発生した事故に係る損害の発生または拡大を防止するために必要なその他の一切の手段を講じること。
 - ④ あらかじめ当会の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会の承認を得る必要はありません。
 - ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を当会に通知すること。
- (2) 共済契約者または被共済者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当会は、第1条（共済金を支払う場合）の損害の額から次の金額を差し引いて共済金を支払います。

- ① (1)①、②または⑤に規定する義務に違反したときは、それによって当会が被った損害の額
- ② (1)③に規定する義務に違反したときは、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
- ③ (1)④に規定する義務に違反したときは、被共済者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

(注1) 既に他の共済契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第5条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 当会は、必要と認めた場合は、被共済者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決にあたることができます。この場合、被共済者は、当会の求めに応じ、その遂行について当会に協力しなければなりません。
- (2) 被共済者が、正当な理由がなく(1)の協力の要求に応じない場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

第6条（費用の負担）

当会は、共済契約者または被共済者が支出した次の費用を負担します。

① 損害防止費用

第4条（共済事故の発生）(1)③の規定に基づき被共済者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合（**注1**）において、被共済者がその手続または手段のために当会の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。

② 緊急措置費用

第4条（共済事故の発生）(1)③の規定に基づき被共済者が必要な手続を行いまたは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被共済者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または当会の書面による同意を得て支出したその他の費用をいいます。

③ 争訟費用

損害賠償責任に関する争訟について被共済者が当会の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

④ 協力費用

当会は、第5条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の規定に基づき当会が被共済者に代わって被害者による損害賠償請求の解決にあたる場合において、被共済者が当会の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

(注1) 第4条（共済事故の発生）(2)に規定する場合を除きます。

第7条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

- (1) 当会は、自動車の所有、使用もしくは管理（**注1**）によって当会が共済金を支払うべき損害が発生した場合において、その自動車に自賠責保険（**注2**）の契約を締結すべきもしくは締結して

いるとき、または自動車保険契約を締結しているときは、その損害の額がその自賠責保険（注2）および自動車保険契約により、補償されるべき金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみを補償します。

- (2) 当会は(1)に規定された自賠責保険（注2）および自動車保険契約により補償されるべき金額の合算額またはこの契約の免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として第2条（損害の範囲および共済責任の限度）の規定を適用します。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、被共済者が(1)に規定された自動車の所有者（注3）でない場合、かつ、この共済契約により(1)に規定する自動車保険に優先して共済金を支払う場合は、(1)の損害の額が自賠責保険（注2）により補償されるべき金額を超過する場合に限り、その超過額を補償します。ただし、被共済者の請求があり、かつ、当会がこれを承認した場合に限りです。
- (4) (3)の場合、当会は自賠責保険（注2）により補償されるべき金額またはこの契約の免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として第2条（損害の範囲および共済責任の限度）の規定を適用します。
- (5) この共済契約と重複する(1)から(4)まで以外の共済契約または共済契約（以下「共済契約等」といいます。）が他にある場合において、それぞれの共済契約等について、他の共済契約等がないものとして算定した保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が損害額を超過するときは、次に定める額を共済金として支払います。
 - ① 他の共済契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この共済契約の支払責任額
 - ② 他の共済契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害額から、他の共済契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。

（注1） フォークリフト以外の自動車または原動機付自転車については、貨物の積み込みまたは荷卸し作業に限ります。

（注2） 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。

（注3） 所有権留保条項付売買契約により売買されている場合の買主および1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合の借主を含みます。

第8条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は、次の額を限度として当会に移転します。
 - ① 当会が損害額の全額を共済金として支払った場合
被共済者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、当会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 共済契約者および被共済者は、当会に移転する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。共済契約者また

は被共済者が当会に協力するために支出した費用は、当会の負担とします。

第9条（共済金の請求）

当会に対する共済金請求権は、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第10条（先取特権）

- (1) 事故にかかわる損害賠償請求権者は、被共済者の当会に対する共済金請求権（注1）について先取特権を有します。
- (2) 当会は、次のいずれかに該当する場合に、共済金の支払を行うものとします。
 - ① 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会から被共済者に支払う場合（注2）
 - ② 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被共済者の指図により、当会から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行行使したことにより、当会から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会が被共済者に共済金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会から被共済者に支払う場合（注3）
- (3) 共済金請求権（注1）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権（注1）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被共済者が当会に対して共済金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注1）第6条（費用の負担）の費用に対する共済金請求権を除きます。

（注2）被共済者が賠償した金額を限度とします。

（注3）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第11条（他の約款との関係）

この特約に規定のない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款およびこの契約に付帯された特約の規定を適用します。

運送継続・急送費用担保特約

（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通約款	運送業者貨物賠償責任普通共済約款（団体用）をいいます。

第1条（共済金を支払う場合）

当会は、次のいずれかに該当する事象の発生により、輸送中の貨物または代替品をその輸送

開始時の目的地まで輸送を継続または急送するために、被共済者が支出を余儀なくされた費用のうち、当会が承認した費用に対して、運送継続費用共済金または急送費用共済金を支払います。

- ① 普通約款において共済金が支払われる損害が発生したこと。
- ② 被共済者による送り状の記載誤りまたは送り状の貼り間違いにより誤配が生じたこと、または被共済者による積み忘れもしくは荷卸し忘れが生じたこと。

第2条（共済金を支払わない場合）

当会は、いかなる場合においても①および②に規定する損害については、共済金を支払いません。

- ① 納期遅延を原因とする違約金や逸失利益等の間接損害費用
- ② 輸送用具の燃料不足、バッテリーの充電・電圧不足またはタイヤのパンクによる損害

第3条（支払限度額および免責金額）

- (1) 第1条（共済金を支払う場合）の運送継続費用共済金または急送費用共済金は、合算で1事故につき300万円を限度とします。
- (2) 運送継続費用共済金または急送費用共済金は、普通約款により支払われる共済金との合計額がこの契約の支払限度額（注1）を超える場合でも、当会はこれを支払います。
- (3) この特約に定める運送継続費用共済金または急送費用共済金に対しては、この契約の免責金額は適用されないものとします。

（注1）共済金を支払う事故が輸送中に発生した場合には輸送中1事故支払限度額、一時保管中に発生した場合には一時保管中1事故支払限度額とします。

第4条（他の約款との関係）

この特約に規定のない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約の規定を適用します。

残存物取片付け・廃棄費用担保特約

（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通約款	運送業者貨物賠償責任普通共済約款（団体用）をいいます。

第1条（共済金を支払う場合）

- (1) 当会は、普通約款第3条（共済金を支払わない場合—その1）(7)の規定にかかわらず、普通約款またはこの共済契約に適用されるその他の特約において補償される危険が発生し貨物に損害が発生した場合において、共済事故によって損害を受けた貨物の残存物の取片付けに必要な費用（注1）に対して残存物取片付け・廃棄費用共済金を支払います。
- (2) (1)の残存物取片付け・廃棄費用共済金は、1事故につき普通約款により貨物に生じた損害（注2）に対して支払われるべき共済金の30%に相当する額もしくは300万円のいずれか低い金額を限度とします。

- (3) この特約に定める残存物取片付け・廃棄費用共済金は、普通約款により支払われる共済金との合計額がこの契約の支払限度額を超える場合でも当会はこれを支払います。
- (4) この特約に定める残存物取片付け・廃棄費用共済金に対しては、この契約の免責金額は適用されないものとします。

(注1) 当会の承認を得て支出された取り壊し費用、取片付け清掃費用および搬出費用・廃棄費用をいいます。ただし、貨物の全部または一部が液体または気体の場合、その貨物の全部または一部の部分の土壌（公道を除きます。）・大気・水路・河川・湖沼・海洋からの除去・洗浄・清掃・搬出費用を除きます。

(注2) 普通約款第8条（共済金を支払う費用の損害）にて支払う費用の損害を除きます。

第2条（他の約款との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

共済掛金分割払特約

（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
口座振替	指定口座から当会の口座に振り替えることをいいます。
次回払込期日	払込期日のその翌月の払込期日をいいます。
指定口座	共済契約者が指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額共済掛金	この共済契約に定められた総共済掛金をいいます。
払込期日	当会が指定する払込期日をいいます。
分割共済掛金	年額共済掛金を当会が指定する回数に分割して払い込むものとして当会が指定した共済掛金をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、共済契約者が年額共済掛金を当会が指定する回数および金額に分割して払い込む場合に適用されます。

第2条（分割共済掛金の払込み）

- (1) 共済契約者は、分割共済掛金を払込期日までに、口座振替により当会に払い込まなければなりません。
- (2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割共済掛金の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会は、払込期日にその分割共済掛金の払込みがあったものとみなします。

第3条（分割共済掛金領収前の事故）

- (1) 共済期間が始まった後でも、共済契約者が初回分割共済掛金の払込みを怠った場合は、当会は、初回分割共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、共済金を支払いません。

- (2) 共済契約者が、第2回目以降の分割共済掛金について、その分割共済掛金を払い込むべき払込期日までのその払込みを怠った場合は、当会は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、共済金を支払いません。ただし、共済契約者がその払込期日後1か月を経過するまでにその分割共済掛金を払い込んだ場合を除きます。
- (3) (2)の規定にかかわらず、共済契約者が、事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割共済掛金の払込みを怠った場合において、被共済者が払込みを怠った払込期日後1か月を経過するまでに共済金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、共済契約者は、事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割共済掛金の全額を当会に払い込まなければなりません。

第4条（共済契約の解除－分割共済掛金不払の場合）

- (1) 当会は、次のいずれかに該当する場合には、この共済契約を解除することができます。
- ① 払込期日後1か月経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割共済掛金の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割共済掛金の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割共済掛金の払込みがない場合
- (2) (1)の解除は、共済契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1)①による解除の場合は、その分割共済掛金を払い込むべき払込期日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日
- (3) (1)の規定により、当会がこの共済契約を解除した場合において、共済契約を解除したとき以降の期間に相当する共済掛金があるときは、既に領収した共済掛金から共済契約を解除したときまでの期間に対する共済掛金との差に基づき計算した、共済契約を解除したとき以降の期間に対する共済掛金を返還します。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、運送業者貨物賠償責任普通共済約款（団体用）およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。